

仕 様 書

1 事業名

26 荒廃竹林整備業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月18日（木）まで

3 履行場所

大野城市大字牛頸（別紙位置図のとおり）

4 業務内容

4-1 調査業務

①協定確認

受託者は、発注者が提供する特定調査結果に基づき、荒廃竹林に特定された森林について、森林所有者に対して、事業実施にかかる協定の内容を直接説明し、協定締結の確認を行うものとする。

今後の荒廃竹林整備をより円滑に進めるため、業務内容4-2に示す竹転予定の森林を含む、在村者7件、不在村者（※1）7件の計14件を上限に協定締結の確認を行うこと。

確認結果については、協定の内容を直接説明した日時、相手方、相手方の在村者・不在村者の別及び協定締結の確認状況等を、任意の様式にて報告するものとする。また、発注者が指定した実施箇所での協定が見込めない場合は、その旨を発注者へと報告し、実施箇所について、再検討を行うものとする。

※1「在村者」とは、森林所有者が大野城市内に居住しているか、または事業所を置いている場合をいう。「不在村者」とは、在村者以外の者をいう。

②標準地調査

受託者は、次の手順により標準地調査を実施しなければならない。

（1）標準地の大きさは、10㎡（2.0m×5.0m）を標準とし、いずれも水平距離とする。なお、標準地の設置にあたっては、発注者と標準地数や設置位置について、事前に協議するものとする。

（2）標準地内の成立本数を計測する。

③周囲測量

受託者は、竹転を実施する施業地の測量を行い、その結果を任意の様式にて報告するものとする。

4-2 竹転 (2.00ha)

- (1) 受託者は、現地における全ての伐採対象竹を伐採しなければならない。
- (2) 受託者は、伐採作業に当たっては、上下作業及び近接作業をしてはならない。
- (3) 受託者は、谷の両側で同時に作業してはならない。
- (4) 受託者は、伐倒方向を、竹の成立状態、隣接竹の状況、かかり木となるおそれの有無、周辺の地形及び地物の状況などを勘案し、もっとも安全で且つ竹の集積が容易な方向に倒さなければならない。
- (5) 受託者は、伐採竹をかかり木のまま放置することなく、地面に引き落とし、安全を確認した後、次の作業を行わなければならない。
- (6) 受託者は、かかり木になった場合は、牽引具等を使用して安全作業に努めなければならない。
- (7) 受託者は、常に周囲の人々との関係に注意し、伐倒の際は大声で伐倒方向を呼号して、他の人の注意を喚起し、退避を確かめた上で合図し、伐倒の終わった時も再び合図しなければならない。
- (8) 受託者は、「自然林誘導ハンドブック」(平成27年3月 福岡県農林水産部農山漁村振興課森林計画係 農林業総合試験場資源活用研究センター監修)の内容を理解した上で、伐竹後の森林を自然林へ誘導するために適切な樹種を選定しなければならない。
- (9) 受託者は、選定した樹種について、必要数量の確保について、生産者へと確認した上で、発注者へと報告し、協議した上で、植栽する樹種を決定しなければならない。
- (10) 受託者は、1回分の苗木の搬入、植付け等を短期間のうちに終わり、苗木を放置しないようあらかじめ計画をたてて行わなければならない。
- (11) 受託者は、やむを得ない事由で当日中に植栽出来ない分は、仮植するか、又は完全な保護対策を講じなければならない。
- (12) 受託者は、苗木の運搬については、根をむしろ等で包み、植付までの間、乾燥・損傷等注意して活着不良とならないように処理しなければならない。また、根は絶対に露出させてはならない。
- (13) 受託者は、気象状況等により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれる場合、作業を中止し、発注者と協議しなければならない。
- (14) 受託者は、植付地点を中心として約60cm四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、植穴を掘り、表層の肥土はできるだけ植穴に戻せる位置に集めるとともに、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意しなければならない。
- (15) 受託者は、伐根、石礫、岩盤等により植付困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動しなければならない。
- (16) 受託者は、苗木根部には、主として肥土(肥土がない場合は湿土)を寄せかけなければならない。この場合、土粒と根を十分密着させるとともに、根

を曲げないように注意しなければならない。また、覆土を終えて苗木の根元をよく踏み固めたのち、除去した地被物を苗木周辺に被覆しなければならない。

4-3 整理

- (1) 受託者は、伐採後の表土流出防止のため、伐採竹を整理（地面に接地させて固定）しなければならない。
- (2) 受託者は、人家、公共施設などの隣接地や急傾斜地では、伐採竹の下方への滑落・移動を防止するため、切り株や立木を受け止め支柱として活用する等の措置を講じ、等高線に平行に存置するなど安定した状態で、適切に処置しなければならない。

4-4 地拵え

- (1) 受託者は、地際から刈払い又は伐倒しなければならない。
- (2) 受託者は、区域内の雑草木を、全部できるだけ低く刈払わなければならない。
- (3) 受託者は、伐倒竹の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。
- (4) 受託者は、刈払物及び残存する末木枝条類の処理については、植付及び植栽木の生育上支障にならないようにしなければならない。

4-5 枯補償

植栽木が引き渡し後1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良となった場合は、受託者は市職員立会の上、その原因を調査し、その理由が植栽木、植栽施行等受託者の責にあると認められるときは、別途指定された期間内に、植栽した樹木材料と同等、又はそれ以上のものを受託者の負担において植え替えなければならない。再度枯死した場合も同様とする。

4-6 下刈り（4.69ha）

- (1) 受託者は、刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意しなければならない。
- (2) 受託者は、刈高を植栽木の樹高の3分の1以下の高さとしなければならない。なお、植付後1、2年の箇所は出来るだけ低く刈払わなければならない。
- (3) 受託者は、刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意しなければならない。
- (4) 受託者は、造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断しなければならない。
- (5) 受託者は、刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにしなければならない。

5 個人情報保護について

本業務は、重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)及び大野城市情報セキュリティに関する規程(平成16年規程第13号)に定めるもののほか、次の各号及び別記個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (2) 受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

6 支払について

- (1) 受託者は、業務完了後に必要書類を提出し、発注者の行う検査に合格したときは契約金額の支払を請求することができる。
- (2) 発注者は、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

7 その他

- (1) 受託者の故意又は過失によって、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責任においてその損害等を賠償しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この契約で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例による。

(従事者の範囲の指定)

第3条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

2 受託者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務に関して、発注者に対し前項で特定された従事者の名簿を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域内で行うものとする。

(持出しの禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、受託者からの事前の書面による申請により、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、この契約による個人情報を取り扱わせる場合には、本特記事項と同等の内容について、当該第三者（以下「再委託先」という。）との間で契約しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却及び消去等)

第12条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返却、消去又は廃棄等をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をするときは、物理的な破壊、溶解等の復元又は判読が不可能な方法によらなければならない。

3 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をしたときは、消去又は廃棄等をした記録を保存するとともに、発注者に対して写真等を付した消去又は廃棄等を証明する書類を交付しなければならない。

(運搬)

第13条 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実かつ適切な方法により運搬しなければならない。

(従事者への監督又は教育研修)

第14条 受託者は、従事者に対して、適切な監督を行うとともに、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し、必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第15条 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は速やかに原因究明等必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

(調査)

第 16 条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

2 受託者は、前項による立ち会い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

(指示及び報告)

第 17 条 発注者は、受託者がこの契約による業務に係る個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 受託者は、発注者が要求した場合は、年 1 回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

3 発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 条 発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(法令等の遵守)

第 19 条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）及び大野城市個人情報の安全管理に関する規程（令和 5 年規程第 7 号）を遵守しなければならない。

2 受託者は、特定個人情報の取扱いに関して、前項に定めるもののほか、番号利用法及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程（平成 29 年規程第 4 号）を遵守しなければならない。

26 荒廃竹林整備業務
「竹転」 「下刈り」
位置図

0 0.15 0.3 0.6 km S= 1:10,000

